

個別認定クラブ運営団体の募集への質問に係る回答

お問合せのありました質問について、下記のとおり回答します。

【補助金について】

	質問事項	回答
1	地域指定種目クラブにあるスポーツを選んだ方が参加者に対しての補助が手厚いように見える。「補助金は議会の議決を経た上で交付します」とあるので、個別認定クラブへの補助金の出し方等が議会で覆ることがあるか。	・地域指定種目クラブは、部活動の受け皿として市が計画的に整備し、安定した活動を確保する必要があることから、クラブの運営経費から保護者負担金等を控除した額を基本として、統括団体に補助することを想定しています。 ・一方で個別認定クラブは、地域指定種目クラブを補完し、多様な活動機会を提供するものであり、参加者間の負担の公平性にも配慮し、運営経費の一部を補助することとしています。 ・そのため、補助対象となる経費や補助額は、個別認定クラブと地域指定種目クラブの位置づけや運営方法の違いを踏まえて設定しています。 ・補助金の交付については、今後、別途定める補助金交付要綱に基づき手続きを行うこととしており、予算については議会の議決を経る必要があります。
2	統括団体にある、「活動開始に必要となる準備経費」は新規運営団体にも適応するか。	・「活動開始に必要となる準備経費」については、個別認定クラブの運営団体は、対象外であるため、適用しません。
3	補助金は中学生を対象としたもので、小学生や高校生等は対象にならないか。	・個別認定クラブの補助金は、地域クラブ活動へ転換後、中学生が、部活動になかった種目にも継続的に取り組むことができるよう、団体の持続的、安定的な運営を支援するとともに保護者負担を軽減するためのものです。 ・そのため、小学生、高校生等も参加することを可能としますが、前述の趣旨により、補助金の算定は中学生のみを対象にします。 詳細は、後日公表する補助金交付要綱でお知らせします。

4	中学生以外の料金設定はどのように考えればよいか。	・小学生、高校生等の参加費は、運営団体が活動内容や必要経費を踏まえて設定してください。
5	補助金をもらえるタイミングはどのようになるか。	・補助金の交付時期は、後日公表する補助金交付要綱で定めます。
6	補助金交付の最低参加者数の5人は、年度始めの登録時点か。年度途中の加入を認めるか。	・5人以上であることを確認する時点や、年度途中の加入・退会に伴う補助額の取扱いは、後日公表する補助金交付要綱で定めます。 ・年度途中の参加者の加入は可能です。
7	今回の応募は、あくまでクラブの認定であり、補助金については、別（認定後）で申請があるという理解でよいか。	・お見込みのとおりです。 ・補助金の申請については、後日公表する補助金交付要綱において、お知らせします。
8	認定後の手続・補助金交付要綱はいつ頃示されるか。	・認定後の手続は、認定結果の通知後、市から対象団体に順次案内します。 ・補助金交付要綱(案)の公表時期は、年内の公表を予定しております。
9	補助金の獲得を想定して収支計画を立てて申請した場合において、個別認定クラブとして「認定するが、補助金は不採択」という状況があるか。	・個別認定クラブの認定と補助金の交付決定は、別の手続です。 ・認定された場合でも、補助金の交付については、募集要項に記載のとおり、参加者が5人以上のクラブの場合に限ります。 ・そのため、参加者が5人未満で、補助金が交付されない場合も想定し、継続可能な収支計画を作成してください。
10	2027 年 4 月～8 月までは補助金対象期間にはならないか。	・しずおか地域クラブ活動の本格実施は 2027 年 9 月からであり、現時点で 4 月から 8 月までを補助対象とすることは確定していません。

【活動内容について】

	質問事項	回答
1	オンライン(リモート)での活動は可能か。	・オンラインでの活動そのものを一律に禁止にするものではありません。 ・ただし、個別認定クラブは、中学生が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保することを目的としており、適切な指導

		体制、安全管理、学校等との連携、保護者との連絡体制等を確保する必要があります。 ・そのため、オンラインによる活動を実施する場合には、活動内容や実施方法が個別認定クラブの認定要件を満たしているかを、申請内容に基づき確認します。
2	学校から児童生徒に貸与されている端末を地域クラブ活動で使うことは可能か。	・学校から児童生徒に貸与されている端末は、学校教育での利用を目的として管理されているため、現時点では、地域クラブ活動での利用はできません。
3	他市の中学生は参加できないのか。補助金の対象にならないだけで、参加はできるのか。	・静岡市内に居住する中学生（小学生・高校生等も含む）を対象とします。 ・そのため、市外に居住する中学生は、しずおか地域クラブ活動に参加できません。
4	活動範囲を静岡市以外に求めてもよいか	・個別認定クラブの活動範囲は静岡市内です。通常の活動場所は、市内の学校施設、公共施設、民間施設等から確保してください。 ・大会、発表会、遠征等で一時的に市外で活動することまで禁止するものではありませんが、安全管理、保護者への説明、費用負担等を適切に行ってください。
5	通常の場合以外での活動には条件があるか。	・通常の活動場所以外で活動する場合も、安全に活動できる場所を使用し、運営団体が必要な利用手続を行ってください。 ・必要な利用手続とは、年間・月間の活動計画に位置付け、参加者・保護者への事前周知、緊急連絡体制の確立、保険の適用範囲の確認などがあげられます。
6	活動日数・活動時間として、「目安として、最低でも週1日以上実施してください」とある。これは、市民の平日の指導者確保はこれまでの指導者である教員より難しい側面があり、こうした事情に鑑み、適切かつ継続的な運営をするために記載されていると理解してよいか。	・「最低でも週1日以上」とは、指導員確保の困難性やその他の理由があったとしても、個別認定クラブの運営は、単発的な講座や教室への参加ではなく、クラブ活動として、中学生が継続的に活動に親しむ機会を確保するため、その目安として下限を設定しています。
7	活動頻度について、月2回程度の活動でも個別認定クラブとして申請可能か。	・No.6に記載の理由により、募集要項では、目安として最低でも週1日以上の実施を求めています。

		・月 2 回程度の計画は、この目安を満たさないため、原則として認定はできません。活動時期による変動等の個別事情がある場合は、年間活動計画を添えて応募前に市へ相談してください。
8	これまで公表された情報に添って、個別認定クラブの申請に向けて「月 1 回以上」の活動で準備を進めてきた。「週 1 日以上」の要件新設により、認定を受けることが難しいと思っている。今後、中学生により多くの選択肢を提示するために、要件を緩和した「準認定（補助金なし）」のような制度を設けていただくことはできないか。	・現時点では、要件を緩和した「準認定」等の制度は設けていません。 ・個別認定クラブとして申請する場合は、募集要項に定める認定要件を満たす必要があります。 ・市の認定を受けず、補助等の対象とならない民間クラブ・教室として独自に活動することは可能です。
9	現在、生涯学習交流館を利用して土曜日の 19 時以降に活動しているが、「地域クラブ」としては不可か。また、別の活動として行うことは構わないか。	・学校施設以外を使用する場合は、活動の終了時刻を 21 時以前としています。 ・そのため、生涯学習交流館の利用条件を満たし、片付けを含めて 21 時までに終了する計画であれば、地域クラブ活動として実施可能です。 ・個別認定クラブの活動と別の活動として行う場合は、今回の応募は不要です。
10	小学生や高校生を含める場合の条件はあるか。	・しずおか地域クラブ活動は、中学生が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に身近に親しめる環境を確保するため、中学校における部活動に代わる新たな活躍の場として実施するものです。 ・そのため、静岡市内に居住する中学生が主な対象です。 ・小学生や高校生等を含めて活動することは可能ですが、中学生の活動を中心として運営・実施することを基本とします。 ・具体的には、活動内容・活動時間等を、中学生が継続的に参加できるよう設定して下さい。
11	活動時間の最低条件はあるか。	・1 回当たりの具体的な最低活動時間は定めてはいませんが、活動時間は、平日 1 日当たり 2 時間、土曜日、日曜日及び国民の祝日は 1 日当たり 3 時間、週当たり最大 11 時間

		を目安とし、活動内容や中学生の負担を踏まえて適切に設定してください。
--	--	------------------------------------

【応募について】

	質問事項	回答
1	デジタルイラストやプログラミングのクラブを考えている。活動場所の確保や、PCのリース等を考えると、参加者費用が膨らむが、金額が高いという理由で認定できないとはならないか。	・参加費の額のみを理由として、直ちに認定できないということではありません。 ・個別認定クラブの保護者負担金については、市が一律の上限額や目安を設けるものではありませんが、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な金額とすることを求めています。 ・そのため、活動場所の使用料、PC等の機器のリース費用、指導者への謝金など、活動に必要な経費を適切に積算した上で、収支計画書において、その内容を確認します。 ・なお、個人事業主や株式会社等の場合についても、参加費、人件費、諸謝金等を確認し、営利を主たる目的とした運営でないことを確認します。
2	p 7【4 提出書類】(3) その他添付書類、ウ直近1年分の貸借対照表、収支計算書、損益計算書又はこれらに類する書類 エ市税、法人税（個人事業主の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に係る直近1年分の納税証明書について 来年1月から個人事業主になる人がいる。その人はこの、ウ・エが出せないが、出せないと応募できないのか、なくても応募ができるのか。	・創業等、個別の事情によって、当該書類が存在しない場合については、提出できない理由及び現時点で提出可能な資料等を確認する必要があるため、応募前に市へご相談ください。
3	提出書類として求めている、納税証明書の市税とは何を指すか。	・提出いただきたい市税の納税証明書は次のとおりです。 ・市民税若しくは法人市民税 ・固定資産税（ない場合は、提出不要）
4	今回申請を見送った場合、来年以降も募集があるか。その場合、募集時期はいつ頃になるか。	・個別認定クラブは毎年度募集することを想定しています。 ・来年度以降の募集時期及び手続は、決定次第、市ホームページ等でお知らせします。

5	複数の種目を運営しているため、1 団体で複数クラブの応募を検討している。この場合、1 団体として応募すればよいか、種目ごと別々に応募すればよいか。（提出を求められている、事業計画や収支計画は種目ごと異なるが、団体としての経理関係や規約等はすべて同じものになる）	・認定はクラブごとに行うため、種目、活動内容、活動場所、活動日時、参加費等が異なる場合は、原則としてクラブごとに申請してください。
6	事業計画書の実施体制には、「代表、副代表、会計、監事」の提出がありますが、株式会社が運営主体となる場合にも、個別認定クラブのためにこれら 4 役を別途設置する必要がありますか。それとも、代表取締役等既存の法人組織をもって、代替することが可能でしょうか。	・申請時には、個別認定クラブの運営に係る 4 役について、各役割を担う者と責任分担を明確にするため、決めていただく必要があります。このことから、既存にある組織そのものをもって代替することはできません。また、4 役は、原則として、相互に兼務はできないのでご注意ください。
7	活動場所として「市立小・中学校施設の使用を希望することができる」とあるが、申請者側が使用を希望する小・中学校へ個別に相談するのか。 具体的にどう進めればよいか。 また、使用料については事業計画・収支予算にも影響があるため、手続きの流れや費用（有料の場合）の概要を知りたい。	・学校施設の使用を希望する場合は、申請者が学校へ直接使用承認を取り付けるのではなく、申請フォームに希望する学校、曜日、時間帯、使用施設等を記載してください。 ・認定後、運営団体及び学校と協議して使用の可否と活動日時を決定します。地域指定種目クラブの使用を優先することや施設状況により、希望に沿えない場合があります。 ・利用手続や費用の取扱いは、使用施設が決まった後、市から通知します。
8	水泳は、必須指定種目及び選択指定種目のいずれにも含まれていないため、個別認定クラブへの申請が可能との理解でよいか。	・はい。水泳は必須指定種目に含まれていないため、個別認定クラブとして申請可能です。 ・ただし、「個人の技能習得のみを目的とするクラブ・教室」ではなく、基本要件その他の認定要件を満たす必要があり、申請内容を個別認定クラブ判定会で審査します。
9	空手及び体操は「選択指定種目」に含まれているが、「選択指定種目は認定対象とする」と記載があるため、個別認定クラブとして申請可能との理解でよいか。 また、同一エリアに地域指定種目クラブとして、空手及び体操が設置された場合でも、個別認定クラブとして併存することは	・空手及び体操は選択指定種目であり、個別認定クラブの認定対象です。 ・同一エリアに地域指定種目クラブとして同じ種目が設置された場合でも、直ちに個別認定クラブが認定対象外となるものではありません。 ・ただし、個別認定クラブとしての役割やニ

	可能か。	一ズ、活動内容等を申請内容に基づき審査します。
10	空手及び体操について、当社が運営及び安全管理等の責任を負い、外部事業者又は外部指導者へ指導業務を委託する形での申請は可能か。 共同事業体としての申請が必要であるならば、その条件も伺いたい。	・運営団体がクラブの運営、安全管理、会計、参加者対応等の責任を負い、認定要件を満たす体制を確保する場合、外部事業者又は外部指導者へ指導業務の一部を委託することは可能です。 ・単なる業務委託であれば、直ちに共同事業体として申請する必要はありません。複数団体が共同で運営責任を負う場合は、代表団体、各構成団体の役割及び責任分担を明確にした共同申請としてください。 ・実際に指導に携わる者は、市が定める研修の受講及び登録が必要です。
11	募集範囲を『清水区』などと設けられるか。	・活動範囲は静岡市内であり、地域指定種目クラブのようなエリア又はブロックは設定しません。 ・主な募集範囲を清水区等に設定することは可能ですが、合理的な理由なく主な募集範囲外の市内中学生を排除せず、参加希望者を広く受け入れるようにしてください。
12	運営経費（支出）は、統括団体の項目を参照すればよいか。	・個別認定クラブの収支計画は、様式2に従い、当該クラブの活動に必要な経費を計上してください。 ・統括団体の経費項目をそのまま用いる必要はありません。活動場所使用料、指導者謝金、用具費、保険料など、実際に必要となる経費を適切に積算してください。 ・補助対象経費の範囲は、後日公表する補助金交付要綱で定めます。
13	指導者報酬は運営団体で定めてよいか。	・指導者への報酬額は、運営団体が業務内容、資格、従事時間等を踏まえて設定してください。 ・ただし、活動の維持・運営に必要な範囲の適切な額とし、収支計画書に単価、人数、回数等を記載してください。個人事業主や株式会社等の場合は、営利を主たる目的とした運営でないことも確認します。

【その他】

	質問事項	回答
1	ADHD 等で物を壊してしまうことが続く等、活動の継続に難がある参加者がいた場合、個別認定クラブ側が退会をさせることができるか。	・参加者の特性や個別の事情のみを理由として、直ちに参加を拒否したり、退会させたりすることはできません。 ・一方で、障害の特性や発達特性、本人の心身の状態、活動への適応状況、他の参加者との関係など、参加者ごとに異なる事情があり、活動の継続が困難となる場合も考えられます。 ・そのような場合には、本人や保護者と十分に話し合い、活動方法や指導方法、必要な配慮等を検討した上で、継続して参加できる方法を模索することが重要です。 ・なお、他の参加者や指導者の安全確保やクラブの運営に重大な支障が生じるなど、やむを得ず参加継続が困難となる場合には、その理由や経緯を明確にした上で、個別に対応する必要があります。
2	市の方で指導者のマッチング等の支援がないか。	・個別認定クラブの指導人材については、運営団体が確保することとしています。
3	選択指定種目でクラブが立ち上がるかどうかはいつわかるか。 クラブが立ち上がらなかったら、個別認定クラブを立ち上げないといけないと考えているため、統括団体の募集と個別認定クラブの募集が同じスケジュールだと困る。	・選択指定種目の設置は、統括団体の選定後、各エリアのニーズや学校施設の状況等を踏まえ、市と統括団体が協議して決定します。 ・今後の詳細は、決定次第、市ホームページ等で公表します。 ・個別認定クラブは選択指定種目も認定対象としているため、地域指定種目クラブの設置状況にかかわらず申請できます。
4	別紙1：個別認定クラブの基本要件の具体的な確認事項の内、⑦学校等との連携が適切に行われる体制が確保されていること 中学校との共有とは、自分たちで各中学校と連絡を取り合わないといけないのか。	・運営団体が各中学校と個別に調整することを前提としているものではありません。 ・活動方針、指導方針、スケジュール、参加中学生の活動状況等について、具体的な連絡方法や窓口は、認定後、市から案内します。学校施設利用や教員の兼職兼業等がある場合は、市・学校との連絡調整に協力してください。

5	市内の広範囲から中学生を集めることを前提とした活動を計画している。「中学生の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること」とあるが、情報共有のためのプラットフォームやフォーマット、或いは学校側窓口等があるか。学校或いは生徒ごとに共有すべき情報は異なるのか。	・学校等との情報共有は、市の案内に基づき、活動方針、スケジュール、活動状況、事故・緊急時対応など必要な範囲で行ってください。 ・共通のプラットフォーム、書式、学校側窓口及び共有項目の詳細は、決定次第、運営団体にお知らせします。 ・個人情報の収集は必要最小限とし、目的外利用や不適切な共有がないよう適切に管理してください。
6	市が負担する保険料は中学生以外（小学生・高校生等）には出ないか。	・市が取りまとめて加入し保険料を負担する対象は、しずおか地域クラブ活動の対象となる中学生のみです。 ・小学生、高校生等を参加させる場合の保険は、運営団体において適切に加入してください。
7	市が指定する連絡・コミュニケーションツールは中学生以外（小学生・高校生等）は使えないか。	・市が指定する連絡・コミュニケーションツールは、しずおか地域クラブ活動に参加する中学生とその保護者との連絡に使用することを基本とします。 ・小学生、高校生等の利用可否は、システムの仕様及び運用ルール決定後にお知らせします。利用できない場合は、運営団体において別の連絡方法を確保してください。
8	「市が指定するポータルサイトおよび保護者との連絡・コミュニケーションツール」とは具体的に何か。	・個別認定クラブの情報掲載、参加者募集等に使用するポータルサイトと、運営団体・保護者間の連絡に使用するコミュニケーションツールを市が指定する予定です。 ・具体的なサービス、機能及び利用方法は現在整備中であり、決定次第、認定団体にお知らせします。
9	保護者との連絡ツールは、市から指定されるのか。	・しずおか地域クラブ活動における保護者との連絡には、市が指定する連絡・コミュニケーションツールを使用いただきます。 ・利用開始時期、登録方法、運用ルール等は、決定次第、認定団体にお知らせします。
10	ポータルサイトが使えるようになるのはいつか。	・ポータルサイトの利用開始時期は、決定次第お知らせします。

		・認定後、市の案内に従い、クラブ名、活動内容、活動場所、活動日時、保護者負担金等の必要な情報を登録していただきます。
11	市及び参加者等に対して、それぞれへの活動報告（会計報告含む）はどのように処理すればよいか。	・市に対しては、市が求める実績報告その他必要な書類を提出してください。必要に応じて、市のヒアリング、現地確認、調査等にも協力していただきます。 ・参加者及び保護者に対しては、規約等に基づき、活動実績、収支・決算等を適切に報告し、会計の透明性を確保してください。 ・報告時期及び様式は、認定後に市から案内します。
12	地域指定種目クラブ統括団体の仕様書にある「成果物」は、個別認定クラブでも提出することになるか。 月次報告や実施期報告などには指定書式があるか。	・統括団体の仕様書に定める「成果物」が、そのまま個別認定クラブに適用されるものではありません。 ・個別認定クラブは、市が求める実績報告その他必要な書類を提出する必要があります。月次報告、実施期報告等の要否、書式及び提出時期は、認定後に市から案内します。
13	応募が定員を超えた場合には選抜してもよいか。	・個別認定クラブは、選抜等を行わず、参加を希望する中学生を広く受け入れることが認定要件です。 ・施設規模や安全管理上の理由から定員を設けることはできますが、定員を超えた場合に競技力等による選抜は行わないでください。公平な受付方法を事前に定め、参加者に周知してください。
14	研修はどのように受ければよいか。	・地域クラブ活動に携わる指導人材は、市が定める研修を受講し、市に登録される必要があります。 ・研修はオンラインで受講できる環境を整備する予定です。受講方法、研修項目、実施時期及び登録方法は、決定次第、市から案内します。
15	定例で指導に当たる指導者はこの研修を受講する予定であるが、ゲストとして招聘する講師や指導者にも受講義務があるか。	・継続的に指導、指導補助又は見守りを行う者は、研修の受講及び市への登録が必要です。 ・単発のゲスト講師等の取扱いは、講義等の

		内容や参加者との関わり方を踏まえて判断します。招へい前に市へ確認してください。 ・ゲスト講師を招く場合も、運営団体及び登録済みの指導人材が安全管理と活動全体の責任を負ってください。
16	指導者について、メイン指導者1名＋サブ指導者1名という体制の場合、サブ指導者は毎回の活動に参加する必要があるか。	・原則として、複数の指導人材が活動に携わる体制を確保してください。 ・必ずしも同じ2人が毎回参加することを求めるものではありませんが、各回の安全管理、事故防止及び不適切行為の防止ができる体制が必要です。 ・複数配置が困難な場合は、運営団体職員等による巡回指導など、代替措置を講じてください。
17	クラブに参加する中学生が日々終業になる時間はそれぞれの学校に直接確認すればよいか。	・活動日時の設定に必要な情報や連絡方法は、認定後、市及び学校との調整の中で案内します。 ・参加者の移動時間と安全を考慮し、無理のない開始時刻を設定してください。
18	教員が指導者になる場合の条件や報酬を示してほしい。	・教員が指導者として地域クラブ活動に従事する場合も、市が定める研修の受講及び登録が必要です。 ・教員が報酬を得て従事する場合は、教員が教育委員会の兼職兼業に関する手続が必要です。 ・報酬額は、運営団体が業務内容、従事時間等を踏まえ適切に設定し、収支計画に記載してください。具体的な手続は、市・学校と調整してください。
19	電子申請システムの入力必須項目を示してほしい。	・電子申請システムでは、応募団体、クラブの名称・種目、活動内容、活動場所・日時、対象者、定員、参加費、運営・指導・安全管理体制等の必要事項を入力し、募集要項に定める提出書類を添付していただきます。 ・画面上の入力必須項目は、電子申請システムの申請フォームで確認してください。
20	提出書類の提出方法を示してほしい。	・静岡市ホームページに掲載する電子申請システムから提出してください。

		・システムに必要事項を入力し、事業計画書、収支計画書、定款・規約等、役員名簿、財務書類、納税証明書等を電子データで添付して、応募期限までに送信してください。
21	審査方法・審査基準は示されないか。	・審査方法については、募集要項 p 7 に記載してあります。 ・また、審査基準については、募集要項 p 4 ～ 5 示した認定要件及び、別紙 1 で示した確認事項への適合状況を個別認定クラブ判定会において審査し、認定又は不認定を決定します。
22	バスケットボールの民間クラブをやっている。個別認定クラブでの参画ができないことは理解している。統括団体が実施する地域指定種目クラブへの参画をしたい思いがあるが、一般社会で本業を持っている者が参画するには、19 時までの活動では仕事後に参画が難しい。参画できるように、活動時間を柔軟にしていく考えがあるか。	・地域指定種目クラブは学校施設を主な活動場所として想定しているため、学校施設の利用条件や学校教育活動への影響等を踏まえ、活動時間を設定しています。 ・そのため、現時点で 19 時以降へ延長する予定はありません。具体的な活動日時は、市と統括団体が協議して決定します。 ・なお、一般社会人等が指導者として参画する場合の参加のしやすさについては、今後の活動状況を踏まえ、検討していきます。